

## 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 平成 19 年度賃金確定要求書に対する回答交渉（3 回目）  
交渉日時 平成 19 年 11 月 30 日（金） 15 時 10 分～17 時 20 分  
交渉場所 職員会館 2 階大会議室  
交渉出席者 当局側 平本人事監 塚原市長公室長 谷口参事 宇野課長 本城主幹 蒲原係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等計 13 人

概 要	組合側と 11 月 13 日・20 日の回答交渉に引き続き、詳細な交渉を行った。
組合側の主張	<p>前回交渉 11 月 20 日 で指摘した、当局側の基本姿勢、人事院勧告の官民較差分、昇給ストップ層への配慮、前歴是正についての回答を願いたい。当局は、雇用責任として職員生活を守るという観点で、地域手当引下げに対する補填努力をしてほしい。</p> <p>国基準どおりである 3 級職員全員の期末勤勉手当の役職加算を 5% にしてほしい。</p> <p>官民較差の未配分 729 円全てを還元してほしい。</p> <p>昇給ストップ層への配慮として、退職金も含めた生涯賃金の確保のためにも、6 級到達を検討してほしい。</p> <p>嘱託賃金の単価については、当局において市職員の状況を踏まえた内容を各部署に対し適切な指導を行うこと。</p>
当局の主張	<p>指摘事項への回答</p> <p>（当局側の基本姿勢）</p> <p>地域手当の支給根拠については、説明責任を果たすべく最大限の努力をしていかなければならないと考えているが、総務省に問合わせても明快な回答を得られず、限界を感じている。その一方で、国は、国基準を上回る地域手当の支給しており、見直しに着手していない団体については、特別交付税の削減をするなどの制裁措置を明言しており、宇治市財政に大きな影響及ぼすため、国基準に沿った対応をせざるを得ないと考えている。</p> <p>しかしながら、職員給与の大幅減を伴うため、職員の生活や士気の確保を考慮した対応をしていきたい。今後においても地域手当の矛盾点・疑問点については、全国市長会などを通じて、国に対し要望していきたい。</p> <p>（官民較差分、昇給ストップ層対策、前歴是正）</p> <p>官民較差、昇給ストップ層対策として、4～5 級の職員に対して何らかの措置を検討したい。前歴是正はラスパイ指数の悪化となるため、実施できない。</p> <p>持ち帰り検討したい。</p> <p>当局として問題意識は持っている。適切な対応をしていきたい。</p>